

# 企業組織再編関係等報酬表

栄 税 理 士 法 人

平成19年12月1日現在

種 類	手 続 内 容	報 酬 額
吸収合併手続	合併スケジュール作成、合併契約書(覚書)作成、承継会社定款変更指導、債権者保護手続、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導、金融商品取引法関係指導	25万円～ 50万円
自己株式取得手続	自己株式取得スケジュール作成、株式売買契約書作成、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導	20万円～ 30万円
資本・法定準備金減少手続	資本・法定準備金減少スケジュール作成、債権者保護手続、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導	10万円～ 20万円
株式移転手続	株式移転スケジュール作成、株式移転計画書作成、新設会社定款作成、債権者保護手続、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導、金融商品取引法関係指導	50万円～ 要相談
株式交換手続	株式交換スケジュール作成、株式交換契約書作成、債権者保護手続、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導	20万円～ 要相談
新設分割手続	新設分割スケジュール作成、分割計画書作成、新設会社定款作成、債権者保護手続、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導、金融商品取引法関係指導	50万円～ 要相談
吸収分割手続	吸収分割スケジュール作成、吸収分割契約書作成、承継会社定款変更指導、債権者保護手続、各議事録作成、会計処理指導、税務処理指導、金融商品取引法関係指導	50万円～ 要相談

(注1)「要相談」とは上場企業を想定した場合の報酬額をいいます。非上場企業であれば、最低報酬額の2倍が上限額です。

(注2)合併比率や交換比率算定のための株式評価については、別途の報酬となります。